

5 重点項目

3つの環境像の実現に向け本計画を進める中で、市が特に重点的に実施したい取組について、9つの重点項目として位置付けます。

前述の基本目標、基本方針に見られるように環境の課題は様々で、全てに等しく対応することは容易ではありません。

そこで、重点項目は、前計画の重点目標について取組指標を検証するとともに、分野別の現状、課題、基本目標を踏まえた新たな取組を検討し、9つの重点項目としてまとめました。

【脱炭素・気候変動適応分野】

- 《重点項目1-1》 脱炭素(カーボンニュートラル)の推進
- 《重点項目1-2》 気候変動への適応

【循環経済分野】

- 《重点項目2-1》 廃棄物の発生抑制と資源循環利用の推進

【自然共生・自然再興分野】

- 《重点項目3-1》 自然再興(ネイチャーポジティブ)の実現
- 《重点項目3-2》 緑の保全

【生活環境保全分野】

- 《重点項目4-1》 きれいな水、大気の保全
- 《重点項目4-2》 くらしの環境保全

【環境学習・協働分野】

- 《重点項目5-1》 環境啓発の推進
- 《重点項目5-2》 環境保全活動の推進

重点項目 1-1 脱炭素(カーボンニュートラル)の推進

〈考え方〉省エネルギー化をさらに進めるとともに、化石燃料からクリーンエネルギー※への転換を実現していくため、再生可能エネルギー※の最大限の活用、エコライフの促進、二酸化炭素の排出の少ない交通への移行等につながる取組を実施し、進捗管理を図ります。

国は、脱炭素(カーボンニュートラル)※を目指す啓発活動「デコ活※(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)」を展開しており、脱炭素(カーボンニュートラル)※に関する市民の認識も広がっていることが、市民アンケートにおいて省エネやごみの減量につながる取組を実践している割合が多いという結果から見てきます(第3章 図16 参照)。

市域のエネルギー起源二酸化炭素排出量は、2012(平成24)年度をピークとして、2021(令和3)年度には2013(平成25)年度比で約18%減となっています(資料編 図26 参照)。その背景にはエネルギー需要の減少に加えて、エネルギー利用効率の向上(省エネ)、電力排出係数の低減(発電での再生可能エネルギー※導入等)があると考えられます。

本市は日照条件に恵まれており、市内の太陽光発電施設設備容量(FIT※制度によるもの)も、2014(平成26)年度から倍以上に増加しています(資料編 図27 参照)。太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー※は脱炭素(カーボンニュートラル)※に欠かせないものであるため、国・県の動向を見ながら、市の公共施設において、再生可能エネルギー※システムの導入と、再生可能エネルギー※で発電された電力の調達を図ります。

さらに、市の公共施設等における照明に関してはLED化を図ります。

交通については、自動車の電動化の潮流を受けた電動車※(HEV、PHEV、BEV、FCEV)の公用車への導入を推進するとともに、その普及を促進します。また、移動する際の手段としては、エネルギー効率が高まる公共交通の活用を目指します。



出典：デコ活ホームページ（環境省）

図5 「デコ活」脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの10年後

◆方向性◆	◆取組◆
国・県と連携して、市域の温室効果ガス※排出量削減を図ります。また、そのために不可欠な再生可能エネルギー※について、導入支援や率先導入を推進します。	市の公共施設や地域において、再生可能エネルギー※システムの導入と、再生可能エネルギー※で発電された電力の調達を図ります。 市の公共施設における照明のLED化を図ります。 「埼玉県温室効果ガス排出量算定報告書※」に基づき、市域の温室効果ガス※排出量を把握・公表します。
環境イベント「エコライフ DAY&WEEK※」や、国の啓発活動「デコ活※(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)」をはじめとして、エコライフ普及のための啓発活動を推進します。	環境イベント「エコライフ DAY&WEEK※」を実施し、省エネ・省資源な生活と、二酸化炭素削減という形での成果の体験を広めます。 国の啓発活動「デコ活※(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)」など、各種の脱炭素※につながる取組の情報発信を行います。
公用車への電動車※(HEV、PHEV、BEV、FCEV)の導入を推進します。	公用車の新規購入、更新を行う場合は、電動車※(HEV、PHEV、BEV、FCEV)の導入を推進します。
移動や輸送における温室効果ガス※排出量削減に向けて、公共交通機関の利用促進、エコドライブの啓発、電動車※(HEV、PHEV、BEV、FCEV)普及の促進を図ります。	市内循環バスの利用増加を図ります。 エコドライブや電動車※についての情報発信を行います。
幸手市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】※により、市の業務における環境配慮と温室効果ガス※排出量削減を推進します。	幸手市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】※を着実に進めるとともに、市の業務から排出される温室効果ガス※排出量を把握し公表します。

◆取組推進の数値目標◆

指標項目	現況(年、数値)	目標(年、数値)	備考
再生可能エネルギー※システムなどの設置補助件数(累積)	2022(令和4)年度 265件	2028(令和10)年度 313件	第6次総合振興計画
エコライフ DAY&WEEK※参加者数	2022(令和4)年度 市人口の2.1%	2028(令和10)年度 市人口の10%	新規
市域の温室効果ガス※排出量	2013(平成25)年度 294千t-CO ₂	2030(令和12)年度 159千t-CO ₂	46%削減
市内循環バスの年間利用者数	2022(令和4)年度 22,783人/年	2028(令和10)年度 28,450人/年	第6次総合振興計画

重点項目1－2 気候変動への適応

〈考え方〉気候変動※の影響に対して安全・安心を確保するため、情報発信、気象災害※被害の軽減、熱中症予防等につながる取組を実施し、進捗管理を図ります。

気候変動※は今後も進むことが予想されていることから、国・県と連携して、気候変動※についての情報収集と発信を図っていきます。

熊谷地方気象台の観測データによれば、年平均気温は年々上昇し、真夏日及び猛暑日、熱帯夜が増加しているのに対し、冬日が年々減少しているという気象の変化が見られます(資料編 図28 参照)。加えて、気温上昇による体調への影響に対する市民の不安も大きいことがアンケート結果に見ることができます(第3章 図10 参照)。今後も気候変動※による高温化の傾向は続くと考えられることから、熱中症をはじめとした気温上昇による人体への影響に対する対応を図る必要があります。

また、近年、増加している豪雨の増加などによる風水害への市民の不安が大変大きいことがアンケート結果から見るすることができます(第3章 図10 参照)。市域の大部分が低地で、そこに河川や用排水路が巡る市域の特性を踏まえ、水害対策の強化を目指します。



水害対策の強化(想定浸水深の表示)

◆方向性◆	◆取組◆
国・県と連携して、気候変動※の現状や予測、影響等についての情報発信を推進します。	気候変動※の適応策の推進と気候変動※の研究を行う県の機関である「埼玉県気候変動適応センター※」と連携し、「幸手市気候変動適応センター※」の設置を目指します。 気候変動※の現状や予測、影響等について情報を収集し、国・県等の情報や市内の状況に基づき、情報発信や普及啓発を行います。
気候変動※の進行により豪雨の危険性が高まることを想定し、水害対策の強化と、防災拠点の充実を図ります。	水害に関する危機管理と情報発信の充実を図ります。 雨水対策の充実を図り、浸水被害の軽減・防止に努めます。 防災拠点や避難所の充実を図ります。
夏季の気温が上昇傾向にあることを踏まえて、熱中症対策を推進します。	熱中症予防を働きかける啓発活動を行います。 県と連携して、夏季外出時に休憩できる冷房の入った一時休息所「クールオアシス※」の拡充と活用を図ります。

◆取組推進の数値目標◆

指標項目	現況(年、数値)	目標(年、数値)	備考
危機管理個別マニュアル策定数 (作成済件数)	2022(令和4)年度 26件	2028(令和10)年度 38件	第6次総合振興計画
災害応援協定締結数	2022(令和4)年度 45件	2028(令和10)年度 55件	第6次総合振興計画
想定浸水深※の表示箇所数	2022(令和4)年度 0箇所	2028(令和10)年度 60箇所	第6次総合振興計画
緊急メールの登録件数	2022(令和4)年度 3,551件	2028(令和10)年度 3,850件	第6次総合振興計画
時間雨量30mm以下の大雨時における床下浸水(店舗内浸水を含む)の発生件数	2022(令和4)年度 1件	2028(令和10)年度 0件	第6次総合振興計画
市庁舎整備進捗状況 (防災中枢拠点の整備)	2022(令和4)年度 0%	2028(令和10)年度 33%	第6次総合振興計画
熱中症予防に関する啓発活動回数 (出前講座、広報特集等)	2022(令和4)年度 4件	2028(令和10)年度 7件	新規

重点項目2-1 廃棄物の発生抑制と資源循環利用の推進

〈考え方〉廃棄物の発生抑制と資源循環利用をさらに進めるため、4R※の徹底、廃プラスチック対策等につながる取組を実施し、進捗管理を図ります。

市民1人当たりの1日のごみ排出量は、長期的には減少傾向となっていますが、コロナ禍の影響で2020(令和2)年から2022(令和4)年にかけては増加の傾向が見られました。市民1人当たりの1日のごみの排出量は、県平均よりも多い状況となっています。

廃棄物の発生を抑える対策の基本となる4R※(発生回避、発生抑制、再使用、再生利用)のうち、再使用と再生利用の資源循環については、市民の関心も特に高いことがアンケート結果に見ることができます(第3章 図11 参照)。

また、市の環境に関しては、リサイクルのしやすさやごみ処理に対する評価も比較的良好となっています。(資料編 図23 参照)。

一方で、人口減少・少子高齢化や生活の変化の影響で、資源化率の向上に効果がある集団回収に難しさが生じており、資源化率は横ばいの状況となっています。

このような状況を踏まえ、ごみの分別をさらに啓発するとともにプラスチックごみの回収などにより4R※を徹底し、ごみの減量化と資源化率の改善を目指します。また、廃棄物の発生を抑制するためフードドライブ※やフードバンク※を促進し、食品ロスの削減を図ります。

2024
混ぜればごみ 分ければ資源

さって ごみ報告

令和5年度
幸手市のごみ状況を
報告します。



■ごみ出しのルール

ごみを出すときは、

- ①きちんと分別する。
- ②収集日を確認する。
- ③当日の朝8時30分までに、地域の決められた集積所に出す。

■ごみ出しのマナー

- ・燃やせるごみは、結び目を「ギュッ」としぱり臭いをシャットアウト！
- ・不燃ごみや、缶・瓶はやさしく置き「音など」をシャットアウト！
- ご近所への配慮に、協力ください。

発行／幸手市市民生活部環境課 TEL 0480-48-0331 FAX 0480-48-2226 発行日／令和6年10月1日

図6 ごみの分別に関する啓発(さって ごみ報告)

◆方向性◆	◆取組◆
家庭や事業者から排出されるごみの減量化を促進します。	4R※の啓発を積極的に推進します。 フードドライブ※やフードバンク※など食品ロス削減に向けた取組を推進します。
生ごみの減量化を促進します。	生ごみを減らすための啓発活動を行います。 生ごみ自家処理への支援を行います。
家庭・事業者や、農作業、剪定などから出る有機物のごみの分別・資源化・還元を促進します。	剪定ごみ等の資源化の支援を行います。
資源ごみの分別排出の徹底を推進します。	資源ごみの分別排出の徹底を推進します。 牛乳パックなどの紙パックや小型家電製品を市の施設で回収します。 地域や学校による集団回収に対して支援を行います。
廃プラスチック対策として、プラスチックごみの回収を促進します。	容器包装プラスチックのリサイクルについての啓発活動を行います。 製品プラスチック※の回収・リサイクルを行います。
市のグリーン購入※を推進します。	市の物品等調達に関して、環境への負荷ができるだけ少ないものを購入します。
公共工事における再生資材の利用を推進します。	道路、建物等の工事における再生資材の利用を進めます。

◆取組推進の数値目標◆

指標項目	現況(年、数値)	目標(年、数値)	備考
市民1人当たりの1日の家庭ごみ排出量(ごみ収集以外も含む)	2022(令和4)年度 684g/人・日	2028(令和10)年度 645g/人・日	第6次総合振興計画
事業ごみ量 (可燃ごみ以外も含む)	2022(令和4)年度 2,088t/年	2028(令和10)年度 2,080t/年	第6次総合振興計画
ごみ資源化率 (資源物量/ごみ排出量)	2022(令和4)年度 19%	2028(令和10)年度 24%	第6次総合振興計画

重点項目3-1 自然再興(ネイチャーポジティブ)の実現

〈考え方〉自然再興(ネイチャーポジティブ)※の実現に向け、生態系※の拠点や希少な動植物の保全につながる取組を実施し、進捗管理を図ります。

市域の大部分は沖積低地であり県内でも有数な水田地帯で、古くから水田農業が行われてきました。その歴史の中で形成された里地里山※の生態系※が広がり、農地、河川・用排水路、池、平地林(屋敷林、社寺林等)、公園や道路の緑、住宅の緑などのつながり(水と緑のネットワーク)がその基盤となっています。また、権現堂堤・行幸湖、高須賀池、神扇池といった特徴的な環境や、里地里山※を象徴するオオタカをはじめ絶滅危惧種に指定されているトンボ種のアオヤンマなど希少な種の生息・生育も見られます。生態系※は、利根川を軸にして上流域の森林から下流域を経て太平洋までつながっており、市域の生態系※は中流域の一部に属しています。

市の環境についての市民アンケートの結果においては、みどりの豊かさなどの自然への評価は比較的良好なものとなっています(資料編 図 23 参照)。一方で、この 10 年間で市内の緑の量が減っていると感じている市民が多いという傾向も見られます(資料編 図 24 参照)。また、生物多様性※について重点的に進めるべき取組については、公園・緑地等の適切な維持管理、川・水路等の水辺環境の保全、緑の保全(今ある自然環境の保護)の保全の 3 つの割合が特に高くなっています(第 3 章 図 12 参照)。

このような環境の特性と状況を踏まえつつ、市内の生態系※を保全し、市民が自然への理解を深めていくことを目指します。



世代を超えて育まれてきた屋敷林



豊かな生態系が残る高須賀池

◆方向性◆	◆取組◆
公共事業において自然再興(ネイチャーポジティブ)※のための生態系※に配慮した計画や工法等を推進します。	市内公共施設における緑化を推進するとともに、緑の維持管理を行います。 高須賀池公園等の水辺の生態系※の維持管理を行います。 公共工事の施工者に生態系※に配慮した工法の選定を要望します。
幸手中央地区産業団地等の整備において、自然環境への配慮を行います。	周辺の田園環境と調和した土地利用となるよう、地区計画に基づき、進出企業に対し規制誘導を図ります。
希少種・貴重種の調査・保護を進めます。	オオタカ等の希少な動植物についての調査を行い、必要に応じて生息地の保全等を図ります。 野鳥観察等の生態系※を知る環境学習を行います。

◆取組推進の数値目標◆

指標項目	現況(年、数値)	目標(年、数値)	備考
野鳥観察会の参加者数	2023(令和5)年度 4人	2028(令和10)年度 30人	新規



生態系を知る環境学習(野鳥観察会)



幸手中央地区産業団地の緑化

重点項目3-2 緑の保全

〈考え方〉市民が自然に親しむことができ、潤いある快適な暮らしを支えていくため、公園緑地の充実や田園環境の保全につながる取組を実施し、進捗管理を図ります。

水と緑は、生態系※を形成するとともに、景観を形成する、自然に親しめる場となる、潤いと安らぎをもたらす、気温上昇を抑制する、木陰を形成するなど、快適な暮らしに欠かせないものとなっているほか、量としては少ないですが植物が二酸化炭素を取り込む効果もあります。また、歴史的には、農業生産の場となり、建物を強風から守り、燃料や肥料の資源となるといった役割も果たしてきました。前計画では、公園緑地や街路樹等の整備、敷地や建物の緑化により水と緑の整備を拡大する方向を示し、県営権現堂公園や高須賀池公園の開設などが行われました。

市の特産である米を栽培する水田は市の面積の約 4 割を占めており、特に市の中央から東部にかけは区画の大きい優良農地が広がっています。水田の中には水路が縦横に整備されており、広大な水田と水路のある景観は、市を代表する景観の一つとなっています。

市民への豊かだと感じる緑についてのアンケート結果においては、公園・緑地の緑と農地の緑を豊かと感じており(資料編 図 25 参照)、守り育てていく緑として公園・緑地の緑を高く評価している傾向が見られます(第3章 図 13 参照)。一方で、この10年間で市内の緑の量が減っていると感じている市民も多く(資料編 図 24 参照)、河川などの水辺の緑に関しては、公園・緑地や農地の緑と比較して豊かであると感じている市民は少なくなっています(資料編 図 25 参照)。

本市は、人口減少下における持続可能なまちづくりを進めていることから、既存の緑の維持管理を基本としつつ、新たな都市開発に伴う緑を整備することを目指します。



市を代表する景観の権現堂堤



緑豊かな水田と樹林

◆方向性◆	◆取組◆
水と緑に親しむことができ、潤いある快適な暮らしに欠かせない、公園緑地の充実、公共空間の緑化を推進します。	「幸手市公園施設長寿命化計画」に基づき公園緑地の適切な維持管理を行うとともに、都市開発に伴う新たな公園緑地の整備や緑化を図ります。 大規模な公共事業など、新たな面整備においては、緑化を図ります。
市を代表する自然である権現堂堤の保全と活用を推進します。	県営権現堂公園の維持管理への協力、市民活動への支援を図ります。 県営権現堂公園について、自然との触れ合いへの活用と、利用者へのマナー啓発等を図ります。 県と連携し桜の保全を図ります。
自然の恵みの中で形成されてきた田園環境の保全を図ります。	農地の集約化等の対策を推進し、地域農業の継続、良好な農地の維持・保全を図ります。
地域住民の参加・協力による農地保全活動を推進します。	地域住民による農地法面の草刈りや水路の泥上げなど、自主的な農地保全活動が円滑に行われるよう支援を推進します。 自主的な農地保全活動への非農家の参加について、支援体制の充実を図ります。
幸手中央地区産業団地等の整備において、自然環境への配慮を行います。【再掲】	周辺の田園環境と調和した土地利用となるよう、地区計画に基づき、進出企業に対し規制誘導を図ります。

◆取組推進の数値目標◆

指標項目	現況(年、数値)	目標(年、数値)	備考
市民1人当たりの都市公園面積	2022(令和4)年度 11.49m ² /人	2028(令和10)年度 12.28m ² /人	第6次総合振興計画
県営権現堂公園年間観光客数	2022(令和4)年度 48万人/年	2028(令和10)年度 110万人/年	第6次総合振興計画
農地の利用集積面積 (担い手に貸し付けられた農地面積)	2022(令和4)年度 147ha	2028(令和10)年度 210ha	第6次総合振興計画
多面的機能支援事業※の活動組織数 (多面的機能支援事業※を実施する活動組織数)	2022(令和4)年度 8団体	2028(令和10)年度 10団体	第6次総合振興計画
認定農業者※数 (「農業経営改善計画」の認定を受けた農業者数)	2022(令和4)年度 40人	2028(令和10)年度 40人	第6次総合振興計画

重点項目4-1 きれいな水、大気の保全

〈考え方〉 大気や河川・用排水路をきれいで快適な状態に保つため、大気汚染や水質汚濁の防止につながる取組を実施し、進捗管理を図ります。

生活環境について、かつての高度経済成長期に起きたような大気汚染、水質汚濁などの公害問題は、住民意識の変化や住民運動、行政の取組により見られなくなりました。本市においては大きな公害問題は見られませんでした。大気汚染や水質汚濁防止への取組の継続が求められています。市民への環境に関するアンケート結果において、空気や水のきれいさへの評価は良好なものとなっています(資料編 図 23 参照)。

一方で、不適正な野外焼却(野焼き)、排水処理施設の未整備に伴う未処理の生活排水による水質汚濁といった身近な問題は、前計画の期間で改善は見られたものの、現在でも残っています。市民の下水道整備や水質汚濁防止等水環境の保全への要望が高いことも、良好な生活環境の保全・確保に向けて進める取組についてのアンケート結果からうかがうことができます(第3章 図 14 参照)。

このような状況を踏まえて、良好な大気と水質を保っていくことを目指します。



良好な水環境が保全されている中川



排水処理施設の整備(合併処理浄化槽工事)

◆方向性◆	◆取組◆
県と連携して大気の保全に努めます。	県と連携して大気汚染を監視し、環境基準※達成について評価します。
適正でない野外焼却(野焼き)、自家焼却の防止に努めます。	野外焼却(野焼き)等への苦情に対しての迅速な対応や、行為者への指導、パトロールを行います。 野外焼却の規制についての啓発活動を行います。
河川の水質保全に努めます。	河川の水質調査を行います。 県と連携して河川の水質汚濁を監視し、環境基準※達成について評価します。
用排水路の水質改善に努めます。	冬期の減水に伴う水辺や水質の悪化を抑制するため、冬期における用排水路への通水を関係機関に要望します。
生活排水対策を推進します。	公共下水道の計画的な整備を図ります。 公共下水道供用開始区域内における下水道への接続を促し、水洗化率の向上を図ります。 公共下水道が利用できない区域においては、合併処理浄化槽※への転換に対する支援を行います。 浄化槽の適切な維持管理についての啓発活動を行います。 生活排水対策や合併処理浄化槽※の重要性について、意識啓発を推進します。

◆取組推進の数値目標◆

指標項目	現況(年、数値)	目標(年、数値)	備考
大気的环境基準※(県による市内測定局) (光化学オキシダント※を除く)	2022(令和4)年度 達成	毎年度 達成	新規
河川の水質(BOD)の環境基準※ (県による江戸川、中川、大落古利根川の市外調査地点)	2020(令和2)年度 達成	毎年度 達成	新規
公共下水道整備率(汚水) (下水道都市計画決定面積 (577ha)に対する整備済み面積 の割合)	2022(令和4)年度 69%	2028(令和10)年度 77%	第6次総合 振興計画
浄化槽法定検査実施率 (浄化槽法第11条検査)	2022(令和4)年度 13.5%	2028(令和10)年度 23.0%	新規

重点項目4-2 くらしの環境保全

〈考え方〉毎日のくらしに身近な環境をきれいに保つため、ごみの散乱等の防止や安全性確保につながる取組を実施し、進捗管理を図ります。

毎日の暮らしにおいて身近な環境をきれいに保つためには、ごみ出しのルールに従ってごみを出すこと、道路周辺へのポイ捨て、不法投棄をなくし、廃棄物が適正に処理されることが必要です。

市では「一般廃棄物処理基本計画」に基づきごみ処理を進めており、廃棄物減量等推進員によるごみ分別及び排出ルールの指導や健康・環境カレンダーの配布によるごみ出しルールの普及などを行っています。さらに、ごみの散乱や不法投棄の問題に対しては、地域住民が協働で行うクリーン幸手市民運動や、江戸川クリーン大作戦などの清掃活動を実施しています。

また、人口減少・高齢化の進展に伴って、雑草等の管理が行われていない空き地、空き家が増加し生活環境への影響が課題となっています。市では管理不全の空き地、空き家の所有者に対し、適正な管理を促していますが、さらなる対策を講じる必要があります。

市民への生活環境の保全・確保に向け進めるべき取組に関するアンケート結果においても、ポイ捨て・不法投棄防止、空き地・空き家対策への要望が、歩行環境の確保や公共交通の充実、下水道の整備・普及に続いて高い割合となっています(第3章 図14 参照)。

このような状況を踏まえて、これまでの施策を継続しながら課題の解決に向けた取組を推進し、身近な環境をきれいに保っていくことを目指します。



ごみ出しルールの普及(ごみステーションに掲出する案内看板)

◆方向性◆	◆取組◆
ごみ集積所でのごみの散乱、不適切なごみ出しの防止の啓発を推進します。	ごみ出しのルールやマナーについての啓発活動を行います。 廃棄物減量等推進員を委嘱し、地域に根ざした活動を行います。
市民・事業者・市の協働により、ポイ捨て・不法投棄の防止と美化活動を推進します。	ポイ捨て・不法投棄を防止するためのパトロール、指導、啓発活動を行います。 市民・事業者・市の協働による清掃・美化活動を行います。
空き地、空き家、空き店舗の適正管理を促進します。	空き家等対策特別措置法を根拠として、幸手市空き家等対策計画を策定し、管理不全な空き家等の抑制を図ります。 空き地や空き店舗の維持管理や活用について、啓発活動を行います。

◆取組推進の数値目標◆

指標項目	現況(年、数値)	目標(年、数値)	備考
不法投棄の相談件数 (市民からの相談の年間件数)	2022(令和4)年度 15件	2028(令和10)年度 10件	第6次総合振興計画
クリーン作戦(大島新田、行幸湖) 参加人数(1回あたり平均)	2022(令和4)年度 565人	2028(令和10)年度 650人	第6次総合振興計画
市内全域の清掃活動参加者 (クリーン幸手市民運動への参加者数)	2023(令和5)年度 4,333人	2028(令和10)年度 7,000人	第6次総合振興計画
江戸川クリーン大作戦(国土交通省及び江戸川流域13市区町主催)への参加者数(市民)	2023(令和5)年度 195人	2028(令和10)年度 300人	新規



不法投棄の現場とごみの投棄禁止を呼び掛ける看板

重点項目5-1 環境啓発の推進

〈考え方〉一人ひとりの環境保全行動を広げていくため、環境についての知識や理解の向上と行動を促す取組を実施し、進捗管理を図ります。

エネルギーや資源の大量消費から生じている気候変動※による私たちの健康、生態系※、水環境、農業への影響や地域の環境を正しく理解し、課題の解決や環境保全につながる様々な取組を進めるためには、一人ひとりの意識と行動が不可欠です。

前計画においては、子どもの体験学習を重点目標として掲げ、自然体験学習や食育教育の充実に向けた取組を推進し、市内小学校での体験農業や環境イベント「エコライフ DAY&WEEK※」などの取組が実施されてきました。環境教育・環境学習・環境保全活動の推進に向け進めるべき取組に関する市民アンケートの結果においても、子どもの環境教育の推進の割合がとて高くなっており(第3章 図15 参照)、今後も継続して取り組むことが求められます。

市民に向けた取組としては、環境についての知識や理解の向上を図るための環境講座開催や広報紙等による啓発を行っており、こうした取組をさらに充実させていく必要があります。

今後も市民一人ひとりの意識の向上と行動を促し、環境についての理解を深めるための環境学習の充実と啓発、情報発信を図っていきます。



エコライフ DAY&WEEK 宣言式



図7 エコライフ DAY&WEEK2024 PR チラシ

◆方向性◆	◆取組◆
環境に関する啓発イベントや環境学習講座などの開催により、環境意識の向上を図ります。	環境イベント「エコライフ DAY&WEEK※」を実施し、省エネ・省資源な生活と、二酸化炭素削減という形での成果の体験を広めます。【再掲】 市民環境講座を開催します。 市内小中学校の環境学習に対する支援、協力を図ります。 地元事業所や、包括連携協定を締結した学校・企業などと連携し、環境に関する啓発イベントや環境教育を行います。
子どもを対象とした環境学習講座の開催により、環境教育の充実を図ります。	子どもを対象とした環境学習講座を行います。 小学校の教育において、地域の協力により野菜作りや自然観察などを行います。
環境情報の共有に向けて「幸手市環境ナビゲーション」の活用を図ります。	市の環境情報をまとめたWEBサイト「幸手市環境ナビゲーション」を更新し、学習教材などへの活用を図ります。

◆取組推進の数値目標◆

指標項目	現況(年、数値)	目標(年、数値)	備考
エコライフ DAY&WEEK※参加者数【再掲】	2022(令和4)年度 市人口の2.1%	2028(令和10)年度 市人口の10%	新規
子どもを対象とした環境講座等の開催(注)	2023(令和5)年度 34回	2028(令和10)年度 29回	新規

(注)環境課主催の講座及び小中学校における環境教育等を意図しており、小中学校の統廃合により開催回数が減少する見込みである。



環境への知識や理解を深める市民環境講座

重点項目5-2 環境保全活動の推進

〈考え方〉環境保全を行う市民・事業者・市の協働を進めていくため、協働の取組の拡充、地域活動や市民活動の活性化等につながる取組を実施し、進捗管理を図ります。

環境を保全していくことは、行政による法規制や関連事業の実施等だけで行えるものではなく、市民、事業者、市が協働により取組を進めていくことが必要です。

前計画を進める中では、「さって市民環境ネット」が発足し、幸手市の環境づくりや啓発活動を自主的に行っています。また、前計画以前から、自治会や行政区をはじめ、特定非営利活動法人幸手権現堂桜堤保存会、幸手市コミュニティづくり推進協議会など、地域に根差した活動が行われています。

また、農産物直売所「さくらファーム」や、個人農家による地産地消の推進に加え、市内事業者が「幸手市地産地消 SDGs 取組宣言」をすることで地元農産物を積極的に使用するなど、活発な活動が行われています。

このような市民、事業者、市の協働による取組をさらに充実させ、市全体の環境保全と環境課題への取組を進めていきます。



江戸川クリーン大作戦



廃棄物減量等推進員説明会

◆方向性◆	◆取組◆
市民による公園・緑地の自主的管理を促進します。	有志の自治会、行政区で組織された公園愛護活動を支援し、協働による公園緑地の維持管理を行います。
市の環境づくりを担う市民団体の充実、発展を図ります。	市の環境づくりを自主的に行う市民団体を支援し、協働による環境学習や啓発活動の充実を図ります。
協働による美化活動の充実、発展を図ります。	多種多様な市内の団体が加盟する幸手市コミュニティづくり推進協議会が中心となつて行う「クリーン作戦」(大島新田、行幸湖)を支援します。 「クリーン幸手市民運動」の拡充を図ります。 「江戸川クリーン大作戦」の拡充を図ります。
地域のコミュニティ活動の活性化を図ります。	幸手市コミュニティづくり推進協議会が中心となつて行っている「花いっぱい運動」(幸橋、国道4号沿い、市役所の花壇等)を支援し、活動継続を図ります。 各行政区における協働の取組に向けた協働事業推進協力報償金※を交付し、活動の支援と継続を図ります。 地域の特色を活かした自主的なまちづくり活動の支援や課題解決に向けた共同体制の整備・推進のサポートのために各公民館に設置した地区市民センター※について、一層の活用を図ります。
産学官民連携のもと、環境保全活動を推進します。	地元事業所や、包括連携協定を締結した学校・企業などと連携し、環境保全活動を推進します。
幸手の環境をまちづくりに活かす取組として、農産物の地産地消を推進します。	農産物直売所や市民まつりなどの各種イベントを通して、幸手産農産物の販売、PR及び市民と地元農家との交流を図ります。 地元農家による生産者協議会が行っている、市民と地元農家との交流活動を支援します。 幸手市農産物庭先販売農家や農産物直売所のPR、地産地消SDGs 取組宣言制度の実施を通じて、市民及び市内事業者への地産地消の推進に向けた支援を行います。 市内小中学校及び公立保育所の給食食材として、地元野菜を調達します。 市内の全小中学校で、給食に幸手産米を使用します。

◆取組推進の数値目標◆

指標項目	現況(年、数値)	目標(年、数値)	備考
クリーン作戦(大島新田、行幸湖) 参加人数(1 回あたり平均) 【再掲】	2022(令和 4)年度 565 人	2028(令和 10)年度 650 人	第 6 次総合 振興計画
市内全域の清掃活動参加者 (クリーン幸手市民運動への参加 者数) 【再掲】	2023(令和5)年度 4,333 人	2028(令和 10)年度 7,000 人	第 6 次総合 振興計画
江戸川クリーン大作戦(国土交通 省及び江戸川流域 13 市区町主 催)への参加者数(市民) 【再掲】	2023(令和5)年度 195人	2028(令和 10)年度 300人	新規
花いっぱい運動への支援数	2022(令和 4)年度 3箇所	2028(令和 10)年度 3箇所	新規
協働事業推進協力報償金※交付地 区数	2022(令和 4)年度 107 地区	2028(令和 10)年度 105 地区	新規
地区市民センター※設置状況	2022(令和 4)年度 5 箇所	2028(令和 10)年度 5 箇所	新規



農産物の地産地消の推進(農産物直売所さくらファーム)



花いっぱい運動できれいになった花壇